

琉球大学教育学部 令和5年度文部科学省委託事業

「おきなわ教員研修高度化フォーラム」

「増加する外国人児童生徒等へ対応できる学校づくり-ことばと文化の壁を越えるために」

中頭地区教頭研究大会

「ことばを教える」から 「ことばを育む」へ ーことばと文化の壁を越えるためにできることー

2023年10月17日

琉球大学教育学部 子ども教育開発専修

准教授 高橋美奈子

minakot@edu.u-ryukyu.ac.jp

1

1. 沖縄県における外国人児童生徒等教育の現状

2

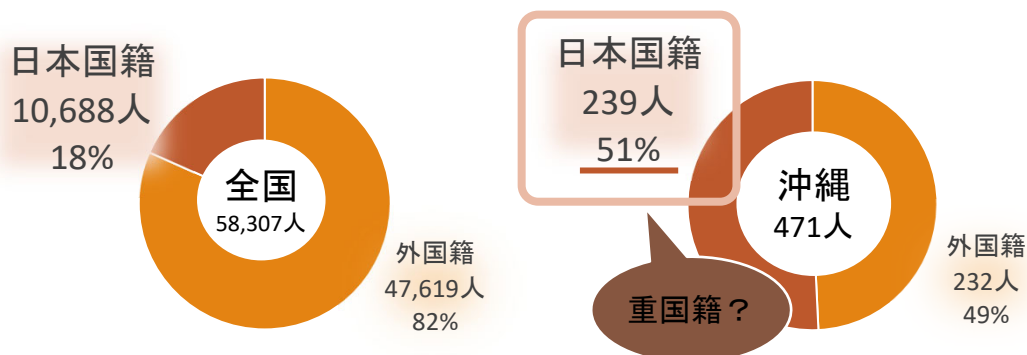
沖縄県の**公立小中学校**に「日本語指導が必要な児童生徒」はどのくらい在籍しているのでしょうか？



出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（平成14年度～令和3年度）」より発表者作成

3

沖縄県では**日本国籍**の「日本語指導が必要な児童生徒」の割合が全国に比べて高い



日本国籍との二重国籍者は、「日本国籍」として扱われる

出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（令和3年度）」

4

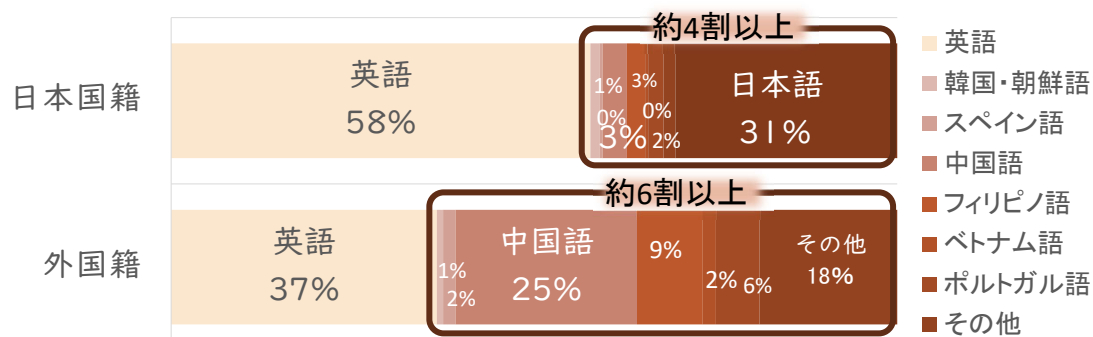
子どもの言語能力に影響を与える要因は「**国籍**」ではありません



5

日本語指導は、**英語**が話せないと教えられないのでしょうか？

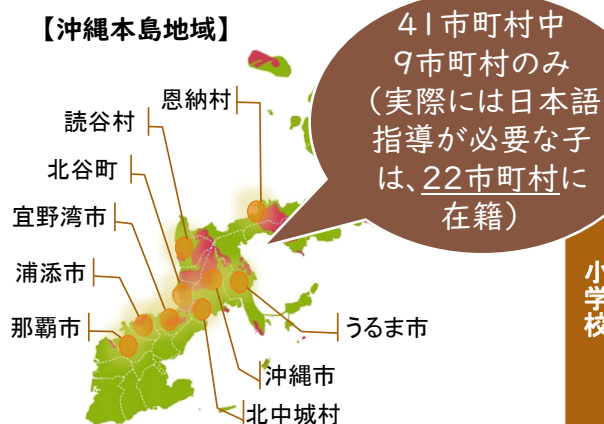
沖縄県の「日本語指導が必要な児童生徒」の母語別状況



6

沖縄県内公立学校で 日本語指導のための教員が加配されている学校

【沖縄本島地域】



(2023年6月2日現在の発表者調べ)

計 18人 / 外国籍の在籍校80校
日本国籍の在籍校62校

小学校

恩納小②(恩納村)、川崎小(うるま市)、
天願小(うるま市)、渡慶次小(読谷村)、
山内小(沖縄市)、宮里小(沖縄市)、高原小(沖縄市)、
比屋根小(沖縄市)、
北玉小・北谷第二小(北谷町)、浜川小(北谷町)、
普天間第二小(宜野湾市)、大山小(宜野湾市)、
北中城小(北中城村)、浦添小・牧港小(浦添市)、
若狭小・天妃小(那覇市)、泊小・天久小(那覇市)、
金城小(那覇市)

中学校

金城中(那覇市)、桑江中(北谷町)

●米軍基地 ●加配校所在市町村

図引用：沖縄県HP(<https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/sugata/begunkichi.html>)より

7

沖縄県内の小中学校で 日本語指導等特別な配慮に基づく指導を受けている子の割合

	人数	割合
小学生	317名／353名中	89.8%
中学生	54名／89名中	60.7%

中学生の日本語支援が不十分

全国 93.4%

全国 90.2%

出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（令和3年度）」の沖縄県の市町村別集計より発表者作成

8

沖縄県内の小中学校で
「特別の教育課程」による日本語指導を受けている子の割合

	人数	割合
小学生	215名／353名中	60.9%
中学生	12名／89名中	13.5%

中学生の日本語指導はほとんど教育課程上に位置付けられていない

出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（令和3年度）」の沖縄県の市町村別集計より発表者作成

9

日本語教室がなくても、
日本語指導教員がいなくても、
学校でできることはたくさんあります。

ことばと文化（前提となる知識）に違いがある
子どもたちが「わかる」「できる」教育と支援の方法が
あります。

10

2. ことばの力を育むための考え方とその方法

11

日本語指導が必要な児童生徒とは？

文部科学省では

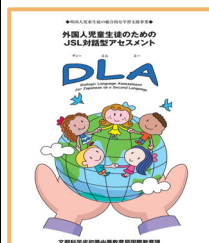
- ① 日本語で日常会話が十分にできない児童生徒。
- ② 日常会話ができて、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じている児童生徒。

出典：文部科学省（2022）「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（令和3年度）」

12

日本語指導が必要な児童生徒とは？

JSL評価参照枠＜全体＞



ステージ1～4
「特別的教育課程」による日本語
取り出し指導が
必要な段階

ステージ	学齢期の子どもが在籍学級参加との関係	支援の段階
6	教科内容と関連したトピックについて理解し、積極的に授業に参加できる	支援付き自律学習段階
5	教科内容と関連したトピックについて理解し、授業にある程度の支援を得て参加できる	
4	日常的なトピックについて理解し、学級活動にある程度参加できる	個別学習支援段階
3	支援を得て、日常的なトピックについて理解し、学級活動にも部分的にある程度参加できる	
2	支援を得て、学校生活に必要な日本語の習得が進む	初期支援段階
1	学校生活に必要な日本語の習得がはじまる	

出典：文部科学省初等中等教育局国際教育課（2014）『外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメント』

13

こんな子がいたら、DLA（対話型アセスメント）を実施して、「ことばの力」を把握してみましょう

JSL評価参照枠＜全体＞



ステージ	学齢期の子どもが在籍学級参加との関係	支援の段階
6	教科内容と関連したトピックについて理解し、積極的に授業に参加できる	支援付き自律学習段階
5	教科内容と関連したトピックについて理解し、授業にある程度の支援を得て参加できる	
4	日常的なトピックについて理解し、学級活動にある程度参加できる	個別学習支援段階
3	支援を得て、日常的なトピックについて理解し、学級活動にも部分的にある程度参加できる	
2	支援を得て、学校生活に必要な日本語の習得が進む	初期支援段階
1	学校生活に必要な日本語の習得がはじまる	

日常生活での日本語は流暢。でも、学級での勉強（教科の授業に参加したり、読んだり、書いたりなど）ができないなあ。
本人のやる気がないからかな？

「やる気」ではなく、「考えるためのことばの力」が十分ではないかもしれません

14

子どもの「日本語教育」についての誤解

・ペラペラ話せるから日本語は大丈夫。勉強ができないのは、この子のやる気がないから。

➡ 「考えるためのことば」の力が不十分

・日本語の指導は、日本語教師資格のある支援者に任せておけばいい。

➡ 学級担任や管理職こそできることがある

・子どもはことばを覚えるのが早い。放っておいても自然に覚えらるる。

➡ 放っておいても覚えらるることばは限定的

・日本語ができないから、授業への参加は無理。授業参加は日本語ができるようになってから。

➡ 子どもと大人とでは言語習得の方法が異なる

15

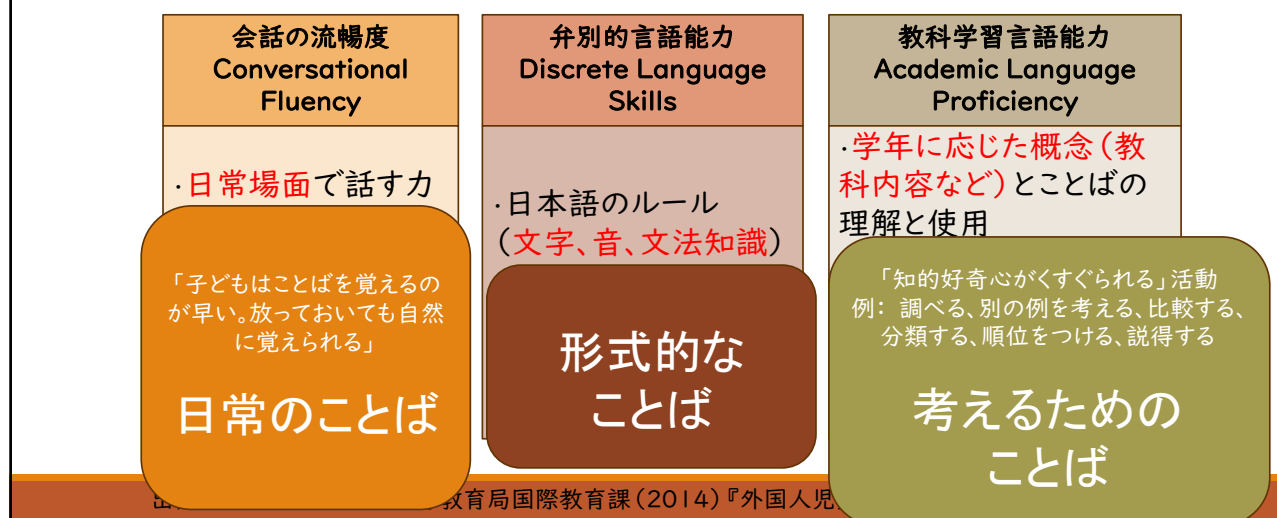
「ことばの力」(日本語指導で育む力)とは？

会話の流暢度 Conversational Fluency	弁別的言語能力 Discrete Language Skills	教科学習言語能力 Academic Language Proficiency
・日常場面ですす力 ・いつも使う簡単な文法や語彙 ・母語の場合は5歳くらいまでに発達 ・習得に1～2年	・日本語のルール(文字、音、文法知識) ・学習または実体験により習得 ・習得に2年くらい	・学年に応じた概念(教科内容など)とことばの理解と使用 ・日常会話では聞かない低頻度の語彙、複雑な構文、抽象表現 ・習得に5年以上(8歳以前の移動では7～10年)

出典：文部科学省初等中等教育局国際教育課(2014)『外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメント』、櫻井(2023)

16

「ことばの力」(日本語指導で育む力)とは？



17

ある中学校での「取り出し指導」の例

生徒は、中学3年生のアジア圏出身の非英語母語話者

・週に数回、放課後の時間に個別の取り出し指導。

- ①あいさつ、自己紹介、感謝・謝罪表現 日常のことば
- ②「ちびむすドリル」で小学1年生の漢字の書き取り。 形式的なことば
- ③日本語の文法ワーク(動詞の活用、助詞など) 形式的なことば
- ④小学1年生の国語の教科書で音読。 形式的なことば
- ⑤学級では、タブレットを使用しているが……。 形式的なことば

①～⑤は 考えるためのことば を育む活動ではない

生徒の年齢・発達に応じた「知的な活動」に参加できていない状態

18

子どもと大人の言語習得の違い

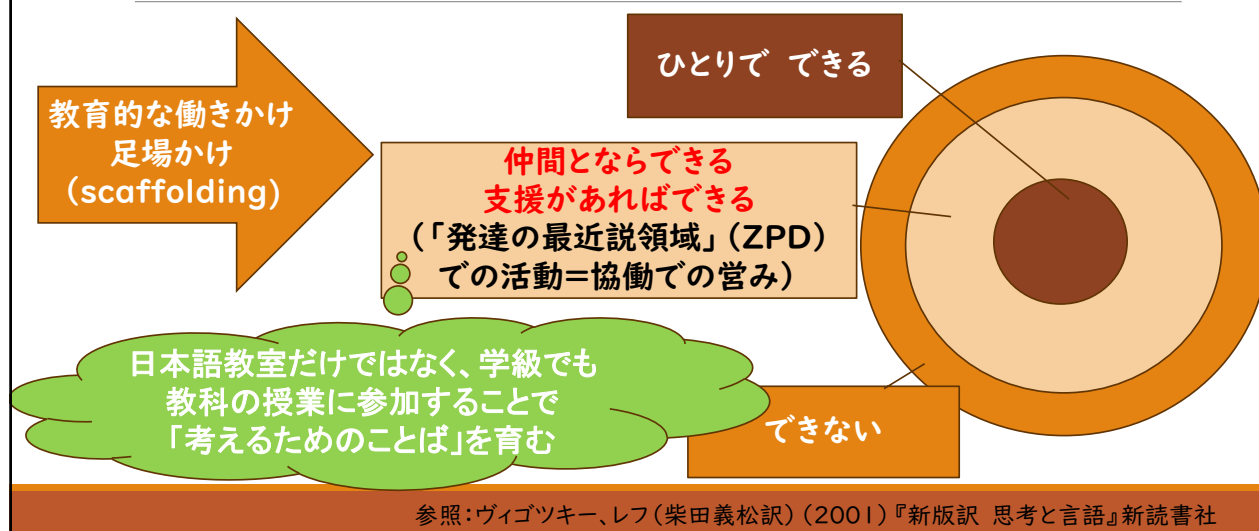
	大人	子ども
習得順序	聞く・話す・読む・書くが同時に(あるいは読む・書くが先に)伸びる	聞く→話す→読む→書く ※ この4つに大きな差
学習の方法	文型・文法が理解できる 母語に翻訳しながら理解できる	豊かな体験・活動を通して、ことばを使いながら覚える (大人への指導法が使えない)
母語	母語を忘れることはない	使わないと忘れる 読めない・書けないのが普通
思考力・知識の獲得	母語で得た知識を使える	思考力や知識と一緒に伸ばす必要がある
心の発達	子どもほどの影響はない	家庭・学校・社会の環境が大きく影響

ラベル(形式)としての言語ではなく、内容を伴った「ことば」と「こころ」を育む。 (櫻井2023)

子どもは、「ことばをおぼえる」のではなく、「(考えながら)ことばを使う」ことが有効

19

どのような教育的な働きかけが効果的か？



20

日本語指導が必要な児童生徒を体験してみましょう

ボリビアの小学校の授業

- ・何の教科でしょうか？
- ・単元は？
- ・どんなところが難しかったでしょうか？
- ・わかったことは何でしょうか？
- ・どうしてわかったのでしょうか？（役に立った支援は？）

21

日本語指導が必要な児童生徒を体験してみましょう

ボリビアの小学校の授業

- ・何の教科でしょうか？ → 算数
- ・単元は？ → 割り算の筆算
- ・どんなところが難しかったでしょうか？
- ・わかったことは何でしょうか？
- ・どうしてわかったのでしょうか？（役に立った支援は？）
 - オレンジやリンゴ（視覚教材）
 - 数字、割り算（既習知識の活用）
 - ふたりにわける（操作・体験を通して）

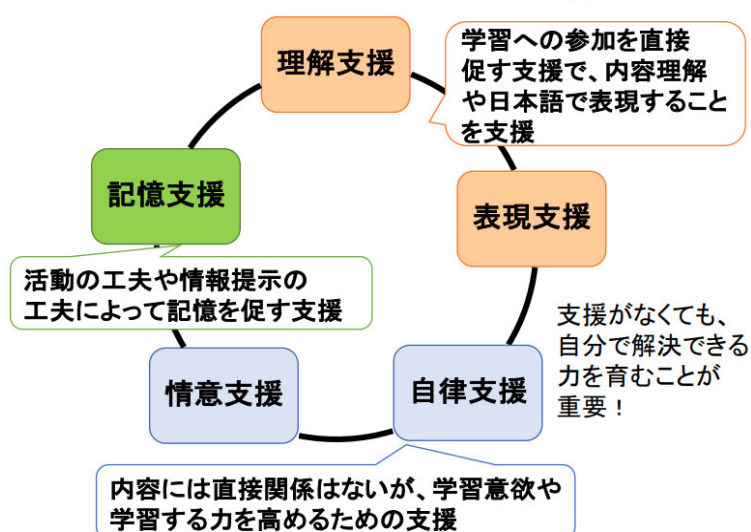
22

学級でもできる足場かけ(効果的な支援)とは？

- ・ことばがわからなくても「内容」がわかる手立て(**理解支援**)
視覚化する、既有知識の活用、体験させる、
発話調整(はっきり・さいごまで・みじかくの法則「やさしい日本語」)、
リライトする
- ・日本語での表現を促す手立て(**表現支援**)
選択肢を示す、モデルを示す、対話で引き出す、
母語で表現させる

23

「JSLカリキュラム」6 学習参加のための5つの支援



理解支援の例

- ・音と文字と意味と一緒に提示
- ・操作や体験を通して
- ・具体物・絵・写真で視覚化して
- ・既有知識に関連付けて
- ・知っていることばに言い換えて
- ・やりとりで理解の確認しながら

表現支援の例

- ・語彙、文型、話型を提示して
- ・多様な方法(絵図、写真、動作)で表現させて日本語を教える
- ・場や目的に適したパフォーマンスモデルを見せて
- ・やりとり、図やカード等で内容を組み立ててから表現へ

出典：文部科学省 2021 「講義資料：日本語指導の方法2」（研修用動画）から抜粋

24

目の前にいる子どもを
ただ、日本語ができない子どもとみなしますか？

それとも、
二つ(以上)のことばと文化をもつ
可能性のある子どもとみなしますか？

25

3. 「特別の教育課程」による日本語指導に 関する疑問

参照：文部科学省「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1341903.htm

26

日本語教室が設置されている学校でしか「特別の教育課程」による日本語指導はできないのでは？

・対象児童生徒の人数や日本語教室の有無にかかわらず、「特別の教育課程」として日本語指導の編成・実施は可能です。

ただし、年間10～280単位時間までを標準とする。

また、原則、在籍学校での「取り出し」指導。

指導者は、教員免許を有する教員（+指導補助者）

・ただし、対象人数が少ない地域では、各学校の体制整備だけでなく、市町村教育委員会が地域全体として体制整備を進めていくことが求められます。また場合によっては、都道府県教育委員会が、域内全体への支援体制を構築することが、効果的な体制整備に資することもあります。

27

日本語教師資格のある指導者（支援者）がいないので、「特別の教育課程」による日本語指導ができないのでは？

・「特別の教育課程」による日本語指導をする指導者は、日本語指導の専門的な知識や技能があれば望ましいですが、主たる指導者は「教員免許を有する教員」です。

・このスライドでも紹介したように、学級担任や管理職でも、ことばの力を育むためにできる日本語指導はたくさんあります。

・現在、国で整備中の「登録日本語教員」（日本語教師の国家資格）についても、この資格がないと小中学校での日本語指導ができないということではありません。小中学校で「特別の教育課程」による日本語指導の主たる指導者になるためには、登録日本語教員であっても、教員免許が必要です。

28

非常勤の学習支援員しかいないので、 「特別の教育課程」による日本語指導ができないのでは？

・教員免許を有する「学校の教職員」と非常勤の「学習支援員」とが、指導計画に基づいて**連携して指導可能**です。

他府県の散在地域の例：

【指導計画の作成】 管理職、あるいは元教員

【指導計画にもとづいた子どもへの指導】 教員免許のない学習支援員

↳ 複数校を兼務・巡回指導

29

日本語指導が必要な児童生徒は、必ず「特別の教育課程」を編成して、取り出し指導をしなければならないのか？

- ・「取り出し指導」をするかどうかは、児童生徒の実態によって異なります。
- ・児童生徒の実態は、日本語指導担当者、学級担任、管理職など複数人で、児童生徒の日本語能力、学校生活への適応状況、学習への姿勢・態度等、多角的な観点から把握し、判断しましょう。
- ・客観的な基準として、**DLA（外国人児童生徒等のJSL対話型アセスメント）**も活用しましょう。
- ・「取り出し指導」をしなくても、**在籍学級で**、上のスライドで紹介した「学級でできる足場かけ（効果的な支援方法）」（発話調整、リライト、視覚化や母語での支援等）も効果的です。

30

「特別の教育課程」による日本語指導をしようとする、現場の教員負担が増えるだけではないか？ 利点は？

・「特別の教育課程」としての実施した実績を教育委員会に報告すれば、日本語指導のために必要な教員数を正確に把握でき、**加配教員の配置につなげる**ことができます（義務標準法で児童生徒18人につき教員1人）。

・転出入・進級の際に、就学歴や学習進度の引継ぎが円滑になります（県内で高校等に進学している生徒増の現状に対応して）。

・文部科学省では、「特別の教育課程」による日本語指導のための実施にかかわる様式や記入例を挙げているので参考にしてください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1341903.htm

31

取り出しする教科は、国語や社会、道徳など、特定の教科を毎回同じ時間帯で行ってもよいか？

・「特別の教育課程」による日本語指導を、常に同じ時間帯に行うと、毎週同じ教科や特別活動等の授業が受けられないことになります。小・中学校の教育課程は、それを一通り履修することによって教育が成り立つため、特定の教科や活動、道徳がすべて履修できなくなることは望ましくありません。

・日本語指導を行う時間、曜日については、特定の教科、活動、道徳が全く受けられないといったことがないように工夫することが必要です。

32

「特別の教育課程」による日本語指導の学習評価や指導要録の記載は、どのようにすればよいのか？

・学習評価に当たっては、まず児童生徒が入学又は転編入学してきた時点での日本語の能力や生活・学習の状況、学習への姿勢・態度等を総合的に把握することが重要です。その上で「特別の教育課程」による日本語指導を通じて、各教科の学習に日本語で取り組むための日本語の能力がどの程度向上しているか、またどのような課題があるのかなどについて、把握することが求められます。

・学習評価は、授業中の観察や成果物の確認など、様々な方法を活用して、総合的に把握するための工夫が必要です。また、積極的に学習活動に参加しようとする意欲や態度についても、学習評価を行うことが求められます。

・さらに、学習評価の結果については、児童生徒の担任や教科担当とも共有し、在籍学級における各教科等の指導や学習評価にも考慮されることが望ましいでしょう。「特別の教育課程」による日本語指導を受けた児童生徒については、「指導に関する記録」の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に、「特別の教育課程」による指導を受けた授業時数、指導期間、指導の内容及び結果等を記入して下さい。

・また、「特別の教育課程」による指導を受けていなくても日本語指導が必要な児童生徒については、その後の指導に役立たせる観点から必要に応じて、効果があったと考えられる指導方法や配慮事項を記載して下さい。

参考文献

ヴィゴツキー、レフ（柴田義松訳）（2001）『新版訳 思考と言語』新読書社

櫻井千穂（2023）「日本語指導が必要な児童生徒の見取り（評価）について」（大阪府教育庁令和5年度第3回日本語指導対応教員連絡協議会資料）

文部科学省（2022）「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（令和3年度）」

文部科学省初等中等教育局国際教育課（2014）『外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメント』